

(様式第2号)

監委第111号

令和8年2月26日

太田市長 穂積昌信様
太田市議会議長 星野一広様

太田市監査委員 長瀬裕一
太田市監査委員 矢部伸幸

工事監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の基準 | 太田市監査基準 |
| 2 監査の種類 | 定期監査（工事監査） |
| 3 監査の対象 | 工事の名称 2級62号線道路新設(第1期)工事
工事期間 令和7年8月22日から令和8年6月17日
請負金額 115,500,000円（税込）
対象課 都市政策部 道路整備課
総務部 契約検査課 |
| 4 監査の着眼点 | (1) 計画及び設計 施工現場の状況に適合した効率的で経済的な設計となっているか。
(2) 現場施工 ①現場の安全管理は適切に行われているか。
②現場の環境管理は計画的で環境に配慮した施工がなされているか。 |

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

本市の工事執行に関し、業務の適正化、円滑化を図るとともに、工事の設計、施工及び監督業務等の総合的な技術面の向上を図るため、計画・設計・積算・契約・施工及び検査について、関係資料をもとに関係職員及び施工業者から説明を聴取するとともに現地を実査した。

工事の技術的な指導、助言については、技術面での専門的な知識経験を有する「協同組合総合技術士連合」と工事技術調査業務委託契約を行い、調査協力を得て、その調査報告を参考に、合規性、経済性、効率性、安全性、有効性及び透明性の観点から、工事執行がなされているかを監査した。

(2) 監査の期間

令和7年10月2日から令和8年2月24日まで

6 監査の結果

2級62号線道路新設(第1期)工事に関連する事務事業の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかった。

7 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、今回の監査について次のとおり意見を付記する。

本事業は、国道354号線と県道綿貫篠塚線を南北に結ぶ重要な道路であり、交通の利便性の向上はもとより、地域全体の道路利用者の安全を図る目的で道路及び橋梁等の関連する工作物の整備が進められてきたものである。

計画当初から実施設計、さらには施工の各段階においてコスト縮減や環境への配慮に関する取組みが随所に盛り込まれている点は評価でき、また、事業全般において法的あるいは技術的な瑕疵は特段見られなかった。その一方で、完成時の施設名称の表示や完成予想図の作成など、周辺住民に対する事業の周知方法についてより一層の工夫を加えることにより、近隣住民との合意形成の円滑化に資するものとする。今後も、第三者災害及び労働災害を発生させないよう安全管理の徹底を図り、地域住民の理解を得ながら、適正で円滑な施工に努められたい。

最後に、今回の工事監査の内容を建設工事に携わる全部局で広く共有することで、技術職員の育成と組織全体の技術向上を図り、災害に強く、生活環境が整備された利便性の高いまちづくりを進めることを望むものである。